

令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源）について

※平成26年4月1日から8%に、令和元年10月1日から10%に引き上げられた消費税及び地方消費税の増収分については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の公布により社会保障施策に要する経費に充てることとされており、令和3年度決算においては、下記のとおり活用しました。

1. 令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源）決算額 140,708千円

2. 令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源）の用途

事業名	決算額	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	地方消費税	その他
障害者自立支援給付費	380,569	278,925		25,431	50,000	26,213
障害児施設措置費	98,545	75,067			15,000	8,478
保育センター管理運営事業	161,995	10,705		14,370	65,708	71,212
予防接種事業	18,604			1,756	10,000	6,848
合 計	659,713	364,697	0	41,557	140,708	112,751